良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、徳島県告示第五百三十七号 土地改

令和七年十月二十一日

地改良区の事務所の所在地及び名称	徳島県知事
認可年月日	後藤田 正 純
	改良区の事務所の所在地及び名称 認 可 年 月